



# 國家權力の分析

教授 岩崎 卯一

## 一 權力の國家的性格

人間は其日常生活に於て各自の屬する社會諸團體の社會的勢力に服従しつつあるも、近代人の總てを成員とし其上に絶體的なる統制力を加へつつある社會團體は獨り國家のみである。先づ、現實に於て國家への服従より解放せられ、唯だ各種の社會諸團體にのみ服従せる人間を見出す事は至難である。「世界の渡鳥」と言はれる流浪の猶太人と雖も、何れかの國家の發給したる旅行券の持主である。亞布利加の蠻地深く原始生活を營める未開人と雖も、何れかの國家の植民地に屬する一國民である。戦火に禍ひされ祖國を追はれたる亡命者と雖も、何れかの國家の庇護の下に立つ國民である。斯く觀察せんか、現代人の全部は、各自の之を意識する与否とを問はず、又之を欲求する与否とに拘らず、悉く何れかの

國家の成員 であり、而も終生國家成員たる資格

を離脱する事が許されない。現在にては、如何なる人間に在りても、特定國家の成員たる事は一種の運命である。之に反して、他の社會諸團體は其の何れも、社會人口の一部のみを其成員とするが故に、全人口に於ける各社會團體成員の分布状態は、國家成員の如き全面的に非ずして、モザイク的である。

多元的國家論が好んで國家に對比する教會及び職業組合の如き社會團體と雖も、其成員数は全社會人口の一部に過ぎず、此等の何れにも所屬なき人間は無數に存在する。此等に屬する宗教信者・職業人と雖も、其所屬の故に國家成員たる事を抛棄する者ではない。それは擇一關係に非ずして、重層關係である。又、階級的國家論が、世界人口を有産者と無産者との二階級に峻別し、有産者階級社會と無産者階級社會との對立以外に着目するに足るものなきが如く強調すると共に、國家の存在を階級社會との比較に於て極力輕視するの風あるも、社會人口の殆ど全部は、論者の理論的説明にも拘らず、各國家に屬し

大正十一年六月十五日創刊  
昭和十六年十月十日印刷  
昭和十六年十月十五日發行  
發行所 大阪市東區東區長崎  
中區三丁百二十二番地  
關西大學學務局  
支店 大阪市北區堂島  
上三丁目十五番地  
印刷所 谷口印刷所

第一 國家權力の分析	岩崎卯一 (一)
支那の商業と政治	西田竹雄 (七)
歴史哲學的訓練の必要	西井克己 (九)
三 學内報	(一)
校友欄	(二)
報國叢報	(三)
會員消息	(四)

階級社會の存在だに意識せざる状態にある。假令理論的に階級社會の超國家的存在を肯定しつつも、實踐的には毫も無國籍者たるの行動に出ないのである。此點に於て、國家なる一社會團體は唯一である。次に、國家成員と他の社會團體の成員とを區別する特徴は、後者が原則として成員たる資格を自發的に又は他發的に拋棄又は消滅し得るに反し、前者が自發的には勿論他發的にも成員たる資格を喪失せざる事である。人間は生れたる時既に特定國家の成員であり、又死する時も亦特定國家の成員である。生存中に國籍變更の可能性なきに非ざるも、之は甲國より乙國に移るに過ぎざるを以て、其間に隣時たりとも國籍喪失の期間はない。正確に言ふと、人間は特定國家に生れ、生き、而して死するのである。又國家の側にも、一旦國民たるの資格を獲得したる者の資格を剝奪せざるを原則としてゐる。唯だ例外的に二國家に國籍を有する所謂二重國籍者の爲に、二國家のうち一方が國籍離脱を許可する場合がある。此處置は國民を常に一國家の主權下に置かんとする配意に基くものなるが故に、何れかの國家にも屬せざる人間を作るものではない。國家は

**特定國民の** 行爲を以て反國家的と認め各種の刑罰を以て強壓するが、改悛の情なき場合にも、其者の

國民たる資格を奪ひて之を追放する事なく、寧ろ其者の生物的生命を斷つのである。然るに、他の社會諸團體は原則として成員資格の得喪を認めてゐる。生れたる時既に其成員たる点にて國家の場合と類似する家族の如き血縁團體と雖も子供が成長して獨立したる場合、又は兩親死亡して孤兒と成りたる場合には、一時のなりとは言へ、家族成員たる事を止め得るのである。況んや、其他の社會諸團體にては、歐米の職能組合の如き強靱なる團結力と巨大なる組織力を有するものに於ても、成員は自由に加入し自由に脱退する事が許されてゐる。教會の如き社會團體と其成員たる信者との關係は相當に永続性を有するも、これとて國家と國民との永久的關係には比す可くもない。此事に關しても、國家なる一社會團體は無双である。

更に、國家と其他の社會諸團體とは、各自の目的乃至機能の点にても異なるのである。國家が一定地域に定住する全人口を悉く成員として網羅するに止まらず、成員資格の離脱を許さざる關係上、國家目的乃至機能は國民全體の利益に於て設定され又作用されるのである。國家目的を國土國民の防衛、國內治安の確立、法秩序の維持、經濟財の増殖、文化の向上の何れに求むるにせよ、其目的が國民全體の上に置かれつつあるは疑なき所である。階級國家論が國家の機能を、國土なる名稱に隠されたる私有財産と國民の名稱を借りたる有産者階級との防衛に外ならずと強調し、無産者階級の防衛を國家機能外に見定めんとするが如きは、第一次及び第二次歐洲大戰に於ける歐米諸國家の機能を冷靜に而も客觀的に觀察したる者の、容易に之を首肯し得ざる所である。其他の國家諸機能も同様に、國民全體の利益を確保し、増進する爲に營まれてゐるのである。勿論、時には國家機能の衝に當れる爲政治家の恣意又は失政の結果、

國家機能が、一部國民の利益、換言せば特權者の利益と多數國民の不利益とに終る場合も想像されるが斯くの如きは正常なる國家機能よりの逸脫なるを以て全國國民の反響を受けて本來の姿に復歸する。之に反して、國家以外の社會諸團體の目的は常に限定されてゐる。例へば、労働組合は賃銀労働者の労働條件を有利に維持する事を目的とする一社會團體にして、これ以外の目的遂行に奔る組合幹部の方針は越權として批難される。政黨は常に全國國民の利益増進を標榜し一見國家目的と合致せるが如きも、現在まで實踐的に明示されたる主目的は、政權掌握にして、而も自黨の爲にする政權の獨占である。教會は、中世紀に於て國家同様の機能を營みしが、本來は宗教上の篤信者に依る團體である。況んや、大學又は會社の如き社會團體の目的に於ける限定性は、説明を俟たずして明瞭である。此側面にても、國家は爾餘の凡ゆる社會團體より自己を區別し得るのである。

以上の如き國家の特殊性は、必然的に凡ゆる社會諸團體の有する社會的勢力より國家のそれを區別せしむる。それは國家の社會的勢力が同時に權力性を有する事である。固より權力の概念に就ては多種多様の規定存するも、茲に意味する權力とは國家の有する絶對的服從強制力を言ふのである。特定國家に籍を有する人間は、國民として其國の命令に絶對に服從せねばならぬ。特定國家も亦自國民の上に絶對的服從義務を課するのである。國民にして命令に反抗し服從拒否の態度を示す者あらんか、國民たる資格を奪はざる國家の建前より、國家の服從強制力は何處までも又何時までも、服從拒否者を追跡し其者の生物的生命に至りて始めて其歩を停止するのである。従つて、人間が其生存中一刻と雖も空氣のなかを脱し得ざるが如く、國民は其生涯を通じて國家の服從強制力圏を離脱し得ないのである。

加之、斯かる性質の國家權力は總ての國民の上に加ふのである。歐米諸國に於ける國家權力は一國の主權者と云はれる皇帝・國王・總統の如き人々の上にも及ぶと認められてゐる。況んや其他の國民に至りては、貴賤貧富、老幼男女を問はず、國家權力に對する服從より免れる事が出来ぬ。國權は無産階級の上にものみ強制力を有し有産階級には其力なしとする一派の主張は何れの國家にても事實上否定せられてゐる。資本主義の廣く行はれつゝある

英米諸國家にても、巨大財閥首腦者の殺人其他の行爲は、他の一般國民のそれと同じく、國法たる刑罰法規に依り審かれ、國權の下に死刑以下の處刑を甘受す可く強制せられてゐる。實に、國家權力は國民たる限り何人にも差別なく適用せられてゐる。更に、斯くの如き國家權力は、國民生活の中樞点にまで滲透する力を具備してゐる。固より國家權力と雖も、國民各個の日常生活を神經系統の如く其中樞より末端まで剩す所なく支配するものではない。殊に、個人主義思想と自律的精神との著しく發達せる近代歐米諸國民の間には、國家權力の行使範圍を極力制限すると共に、國民自由の領野を努めて擴大せんとする風潮旺盛にして所謂夜警國家の觀念形態をも生みたる程なるも、一朝外憂内患交々到ると言ふが如き緊急状態にては、國家こそ國民の全生活に亘りて干渉し得て絶對權力の獨占者として現はれ來るのである。緊急状態に於ける國家權力の浸透力は、國民一般の政治・經濟・道德・宗教教育・學問に關する公私生活の末端に達すると共に、國民各個の生物的生命の如き中樞点にも及ぶのである。平常状態に於ても、國家意志は自己の意志に反抗して國法を犯したる國民に對しては死刑の極刑を以て其權力の遂行を期し得るのである。斯くの如く、國民は平常、緊急の兩状態に亘りて、各自の生活全面に國

家權力の拘束を受けてゐるのである。以上述べたる三点より觀察せんか、國家の服從強制力のみが、他の諸團體の社會的勢力に比し其範圍及び強度に於て遙に勝れるものあるは、全く國家なる社會團體そのものの特異性格に基くものである。即ち國家のみが領土と指定せられし一定地域に定住する全人類の生活全般に亘り且つ其の生涯を通じて統制力を行使し得るが故である。此意味にて權力は國家の本質的屬性である。

## 二 國家的權力の機能

國家はそれ自ら一の社會團體たるに拘らず、國家の機能を他の凡ゆる社會諸集團の機能より區別するものは、第一に國家が國家自體の安寧を確保す可き目的團體たる点であり、第二に國家の安寧確保の對象として獨り自國內の全國民のみならず社會諸團體をも有する点である。第一に、

### 國家の目的

は國家自體の安寧確保の爲である。由來、國家の目的に關しては嚮に詳論したるが如く各種の目的が擧げられてゐる。先づ、最立的に、自國防衛、國內治安維持、法秩序保持、國富増進、一般文化向上等の諸目的が羅列せられる場合もある。此場合には諸目的の間に輕重の差が認められない。次に、前掲諸目的の間に價値的差等が附せられ自國防衛が最も重しとせられるに反して一般文化の向上が最も輕しとせられる場合もある。更に、此等諸目的のうち自國防衛のみが基本的目的とされ、國內治安維持以下は基本的目的より派生したるものとせられる場合もある。更に又、此等のうち何れかの一が國家目的として擧げられ他は全然無視されるか又は之に従屬的位置が認められるに過ぎざる場合もある。例へば、國防國家論者は自國の防衛を、警察國家論者は國內治安維持を、法治國家論者は法秩序の保持を、經濟國家論者は國富の増進を、文化國家論者は一般文化向上を重視すると共に

他の諸目的を無視するに非ずんば輕視してゐる。されど、國家の目的は別の立場よりも論議の對象をして取上げられてゐる。即ち、國家の起源を征服其他國爭奪面に求めんとする立場は、國家の機能を自國防衛乃至治安維持に認むる傾向顯著なるに反し、國家の起源を血縁的團結其他和合側面に尋ねんとする見地は、國家の機能を國民一般の指導に依る康福増進に見んとする趨向強大である。前者は當初より國家の内外に敵の存在を豫想し其防禦鎮壓の國家機能を重視するも、後者は終始國家を一大家族に比す可き有機體と觀念し敵の存在を國家團結の一推進力として取扱ふに過ぎぬ。斯く、國家の目的に就ての解釋が多義に亘り容易に收拾し難き事態を呈せる事は、國家目的乃至機能が、諸他の社會團體例へば教會・大學・株主會社・労働組合の各目的乃至各機能と異り、何等かの一者若くは二者に限定し難き複雑性と包括性とを有する證據である。之を情勢的に見るも、非常時には自國防衛が強調せられ泰平時には文化向上が力説せられる。

又國家機能の限界より眺めんか、緊急時には國家の全能力が待望せられるも、平靜期に復歸するや否や昨日を全く忘却したるが如き自由放任主義的國家論が迎へられる。此事も亦、國家目的乃至機能の強き弾力性を示すものである。此等の諸點より考察せんか、國家の目的乃至機能は安寧確保に存すと言はる可きである。

### 安寧確保は

一方の極に非常時に中心機能たる自國防衛を含み、他方の極に平常時の重要機能たる文化向上をも含む包括概念である。具體的に例示せば自國防衛の爲に常時武裝せる軍隊も、文化向上の爲に眞理を追及する大學も、等しく國家の目的達成の爲に各自の機能を發揮してゐるのである。

然れ共、國家の目的としての安寧、機能としての安

寧確保は、國家自體の爲に意義を有する。既に國家が自己の領域と指定せる一定地域に定住する人類全體を自國民とする以上、國家の範圍と國民の範圍とは同一であり、國家外に食み出されたる人類なるものは全く存在しない。従つて、國家の機能は正に全國民の安寧確保であり、同時に國家自體の安寧確保である。此論は一見極めて明白にして疑義を生ずる餘地なきが如きも、必ずしも學者間の定説ではない。先づ、理論的に有力なる批判は、國家を一社會團體として見る以上國家と其他の社會諸團體とを共に含む全體社會の存在を豫想せざるを得ざるが故に、國家の機能は國家なる一社會團體の目的達成に止まる可きでなく、寧ろ全體社會の目的達成に存す可しと言ふにある。單言せば、國家機能を全體社會の目的達成にありと主張するのである。勿論、社會を人々の結合又は關係と見る社會學的立場より、人々の關係、其集團、其成員活動等を一括して全體社會の概念を構成したる後一分部社會としての國家を之に従屬せしむる事は理論的に可能である。然し、此主張と雖も全體社會に該當す可き社會の主要なるものが具體的に何であるかを追問せられる場合には、唯だ全體社會概念の相對性を理由として明確なる答を與へない。時には世界社會又は民族社會を以て全體社會に擬するも、これとて例示以上の意義を有しない。若し國家の機能が全人類を網羅する世界社會の安寧確保に存すせば、國家機能の最大なるものと認められつゝある自國防衛裝備の必要性を説明し得ないであらう。

次に、實際的に有力なる批判は、民族國家論者就中ナチス國家論者の強く主張する國家機能説にして組織としての國家は有機體としての民族の安寧を確保する一手段に外ならずと言ふのである。之は、獨逸國民の總數よりも多き歐洲の日耳曼民族を

獨逸國家の支配下に大同團結せしむ可き現實政

策より案出されたる議論なる事極めて明瞭なるが、此主張は現状に於てこそ各國民と全民族とを別々に觀察するの必要に迫られつつあるも、其眞意の存する所は一大民族國家、具體的に言へば日耳曼民族と獨逸國民とが完全に一體と成れる所謂第三帝國の實現なるが故に、此點よりすれば國家の目的を國家自體の安寧と見る事と矛盾しないのである。況んや、國家の機能をして、宗教團體たる教會、營利團體たる企業體、文化團體たる大學等の有する各特殊目的を達成する爲の一外廓團體的なるものに限定する事は、國家機能の一面を全面なるが如く思惟したるものである。尠く共、現段階に於ける諸國家、就中歐米諸國家に就て見る限りには、各國家は何れも自國の安寧確保を第一義とし、之に背馳せざる限度に於てのみ、他の國家の人と團體との安寧に應分の努力をせるに過ぎぬ。斯く考察し來れば、國家は一面に於て超國家的なる人類・民族・階級等の爲にのみ存在するに非ず、他面に於て部分社會團體としての軍隊、政府、政黨、組合、學校、教會等の爲にのみ存在するに非ず、第一義的には國家自體の爲に存在する事を知り得るであらう。

第二に、國家の機能對象は獨り全國民なる人間のみならず、此等の人間に依り作られたる社會團體全部をも含むものである。一國內の國民は各種の衝動・關心目的に誘導せられてそれぞれ各集團又は團體を作り其統制に服してゐる。而も分業の急激なる發達に伴ひ漸次錯綜化し來れる近代人の生活圏内には無數の社會集團又は社會團體が輩出し各人の生活關心を分裂してゐる。今日にては國家を除く他の如何なる團體にも屬せざる成人を見出す事は甚だしく困難であり、普通人は概ね數箇の異質的社會團體に屬してゐる。此等の社會團體中には小規模にして一國內の各地方住民のみを成員とするもの、或は國民のみを成員とするもの多き

も、時には其成員を各國に有するものがある。法王を伊太利ヴァテイカノ市の一角に擁しつても全世界の羅馬舊教信徒の上に君臨せる宗教團體、本部をソヴィエト露西亞モスコフ市に置き各國家内に散在せる黨員の上に指令を與へつつある國際共產黨の如き政治團體は超國家的性格を有つ社會諸團體である。従つて、近代人を成員とする社會團體の總てが

**國民の線に** 沿ふて組織されたるものに非ず、寧ろ各自の生活に於ける直接の必要乃至關心より生じたるものが多數を占めてゐる。此等の何れも各團體毎に定めたる規約又は慣習に基き各成員を支配してゐる。斯くて、此種の社會諸團體は、獨り各人の生活關心のみならず、各人の服從意志をも分裂せしむる作用を營み、延ては國民の國家に對する關心と服從意志をも稀薄ならしめたるやの觀がある。此點に着目したる論者中には、國家をも含めたる社會諸團體の成員に對する諸勢力は相互に競合の状態にあるが故に、成員が一方の團體に強き服從意志を有する事は直に他方の團體に對する服從意志を弱める結果を生ずと推論する者もある。此論を肯定せんか、羅馬舊教會又は大學の如き社會團體に最も忠順なる者はそれだけ國家に不忠順なるも止むを得ずと斷言せねば成らぬであらう。然し、國家は其領土内に於ける又は自國民の成員たる如何なる團體の上にも權力を行使し得る特殊の社會團體である。國家は經濟・政治・法律・宗教・文化其他凡ゆる領域に於ける無數の社會團體を、その成員が自國民である限り、又其所在又は活動範圍が自國土内に存する限り、國家權力の下に在る團體として取扱ふのみならず、更に各社會團體に依る各目的達成の機能を以て同時に國家目的の達成に對する機能を認むるのである。此事を證明するは極めて容易である。其一是、前述したるが如き國家目的乃至機能の複雑性・包括性・弾力性である。それは、凡ゆる社會諸團體の目的乃至

機能を包含し得る程一般的である。其二是、社會諸團體の存在と機能とが國家の存在と機能とに抵觸せざる範圍に於てのみ認容せられてゐる事實である。此事實は近代國家の憲法に於ける自由權就中結社權の規定に依りても明瞭に示されてゐる。即ち、結社の自由は「法律の範圍内にてのみ認められるのである。此故に、國家は自國內の社會諸團體の機能にして國家機能に背馳し國家に對する成員の服從を稀薄ならしむる處ありと見たる場合には、國家權力を發動して當該團體を彈壓し解放せしむるのである。歴史は國家權力の彈壓に對する宗教團體の凄慘なる反抗を幾度か記録してゐる。

**國家の權力** は、獨り各社會團體の上に加へらるると共に、社會諸團體相互の關係をも統制するのである。生物有機體の健康が各分肢の調和に依り維持せられる如く、國家の安寧も亦各社會團體相互の調節に依り確保される。此爲に社會諸團體相互の調節如何は國家の重大なる關心事である。例へば、近世初期に於ける舊教團體對新教團體の鬭争關係、現代に於ける資本團體對勞働團體の對立關係の如きは、其勝敗の何れたるを問はず、斯かる團體を國內に有する國家が之を放任傍觀し得ざる重大現象である。國家は此場合第三者に非ざる當事者として團體相互關係の統制に乘出し自己の權力を行使するのである。

階級的立場を採る論者は、階級のなかに國家を吸收し、而も階級を支配者と被支配者とに二分する關係上、社會諸團體相互の對立鬭争を統制せんとする國家の機能をも國家本來のものとして認めず、支配者階級の意志に從屬する被支配者壓迫手段なりと言ふも、此見方は國家權力なるものが國民全體の物理的壓力を結集したるものに外ならざる事を看過せるものである。社會諸團體の相互關係を統制する國家の機能は、國家自體の安寧を確保せんとする國家目的

より生れるものにして、斯かる機能を有する社會團體は、眼を人文歴史の現段階に注ぐ限り、唯だ國家のみである。

三 國家的權力の構造

國家的權力は、既述したる如く、國民各個の行爲、各個人相互間の關係、國民の組成せる各社會團體、各社會團體相互の關係に亘りて、統制力を發揮し、且つ此等をして其統制力に服従せしめ、服従を拒否する個人には死刑以下の體刑・罰金刑・名譽刑を以て臨み、團體には解散・責任者處罰等に依り威壓する。斯くの如く廣汎にして強大なる服従強制力は他の如何なる社會的勢力にも之を見出し得ざる所である。此角度より眺められたる國家は、正にホブズ T. Hobbes の言へる如く「怪獸 Leviathan」であり、無政府主義者が呪詛するが如く「暴君」に外ならぬ。嘗ては、法主の權威と信徒の信仰とを擁する教會勢力が幾度か執拗に新興の國家權力に立向ひ覇權を争ひたるが遂に再び起ち能はざるまでに敗れ去り、又永年培養したる傳統と武力とに支持せられたる封建諸侯の勢力が國王を主權者とする中央集權的國家に幾度か果敢なる反撃を試みたるに拘らず國家權力の前に跪くに至つたのである。

現在にても

市民社會の一翼たる資本家階級の勢力は自由放任主義を以て國政の常道と唱へ唯だ生命及び財産の保護のみを國家の任務たらしむるが如き夜警國家の思想を宣傳しつつあるも、非常時の襲來は斯かる國家權力制限の願望と企圖とを水泡に歸せしめてある。又、市民社會の他翼たる勞働者階級の勢力は、一度國際共產主義運動に煽られて變態的なる國家權力否認を試みたるも、國家權力の基礎牢固たるものあるに鑑み、最近には國家權力を利用しつつ勞働條件及び生活狀態を改善せんとの方針を擇ぶに至つてゐる。従つて、今日一國の權力に脅威を與へつつあるは、最早他

の社會的諸勢力に非ずして、他國の權力である。地球上を剩す所なく分割して自己の領土とし、又其上に住む人類を人種・民族・文化の差別なく自國民とする數十の國家が、互に權力を擁して對立し自己防衛に寧日なきが、赤裸々なる現狀である。一國の權力にして微弱化せんか、虎視眈々たる他國は直に自己の強大なる權力を利用して征服併呑の舉に出でんとしてゐる。十六世紀の初めマキアヴェリ N. Machiavelli が描出せし伊太利の群雄割據狀態は、現在全世界の國家群に於ても其儘再現されてゐる。此故に、如何なる國家も自衛の最も有効なる手段として權力の結集に努力してゐる。

然らば、國家權力の結集は如何にして行はれつつあるか。現代國家を通じて明瞭に看取し得られる權力結集の仕方は、立法・行政・司法の三機關の分擔的協力に依り運営される廣義の政府と、軍の作戰用兵を司る統率府とを通じての全國民の精神的物理的諸力の結集である。此結集方法は、國體又は政體の如何を問はず總ての國家に依り採擇せられてゐる。但し、此兩者の相互關係に就ては古來各種の見方が行はれてゐる。其

一は、和合的見方にして、文武兩道を以て唇齒輔車の關係にありと認むるものである。政務と軍務、政治家と軍人、文官と武官とは、一國の權力行使に不可缺の二要素なるが故に、其間に輕重なしと言ふのが多くの國家にて採擇されたる方針である。勿論、和合的見方に在りても兩者の關係に多少の輕重を附する場合がある。即ち、地理的又は歴史的に外患の憂ひ少き國家にては文官の主宰する政府が重んぜられるに反して、外寇の危險多き國家にては武將の指揮する軍隊が信頼せられる。前者と雖も全然武備を缺き武將の姿なきが如き場合は殆ど之を見出し得ざるに反し、後者の場合には

武將が同時

に政治家として文武の權力を一身に

兼併する。幕府政治の如きは顯著なる例である。其二は牽制的見方である。國家權力の動的均衡を保持せしむる爲に、政府の睿智力を以て軍隊の物理力を牽制し又軍隊の剛健性に依り政府の文弱性を牽制せんとする所に、權力分立の意義ありと見るのである。文人は武人の猪勇を嗤ひ、武人も亦文人の柔弱を罵る。

立法議會の勢力に支持されたる政府が軍部橫暴を叫び、政争より超越して國防體制の整備に専念する軍部が政黨政治の腐敗を指摘するが如き事態は、歐米諸國にて隨時之を見出す所である。平常時に國民負擔の輕減を唯一使命と自覺せる議會に於て最も強く主張せられるは、軍事豫算の削減に依る軍部勢力の低下である。非常時に國家防衛の責任を痛感せる軍部が最も嫌惡するは、國防豫算の削減以外に何等の關心なき態度を採れるが如く見ゆる政黨の存在である。此等二様の見方は何れも、政府と統帥府とが同じく國家權力を結集する機關であり、更に斯く結集せられたる國家權力を發動せしむる機關なるにも拘らず、其間に何等か異質的なもの存在する事を暗示してゐるのである。

國家權力は、前述せる二見解の等しく示せるが如く文と武、即ち政府と軍隊とを二支柱として成立せるものなるも、二者は並立又は對立關係を形成せるものならずして、重層關係を形成せるものである。換言せば一の立體的構造を形成してゐるのである。下部構造は軍隊の具有する武力であり、上部構造は政府の具有する政治力である。而して、下部構造は上部構造を決定するも、上部構造は又其力を下部構造に反映せしむる。

下部構造の武力は、武器と訓練せられたる人と用兵組織とに依り成立する。武器の發明が總ての機械的發明を嚮導せりと言はれつつあるが、史實は或點まで之を證示してゐる。武器の優越は兵員の劣勢を補ふに足

る。敵兵を殺戮して國力を示す銃砲火も、警察力を象徴する佩劍も、國權の最も恐る可き作用を示す斷頭器も、武器たる性質には變りがない。されど、如何に精巧なる武器たりとて、之を操縦する兵士の訓練を缺ぐ時には、武器の性能を喪失せしむる。又優秀なる武器と行届ける訓練とを活かすものは、指揮系統の整へる組織である。戰爭に備へたる軍隊の武力、警備に用ひられる警察隊の武力は、共に

**裝備と訓練** と組織との完璧を通じて、國家權力の基礎たる實を十全に擧げ得るのである。武力のうち警察力は軍隊の兵力よりも上層に位し、政府の政治力との媒介者たる役割を営んでゐる。軍隊の武力が行使されるは、外國との戰爭又は事變に在る場合か、又は國內の治安紊亂して警察力にては到底之を鎮壓し得ざる場合に止まるが故に、それは政治力の麻痺又は一時的停止の時期に自己本來の面目を發揮するのである。隨つて、現象形態としては武力の進出する限度まで政治力が後退するやの觀を呈する。されど、本質的には武力の背景あればこそ、政治力も國家權力たり得るのである。蓋し何等の物理的強制力を有せざる政府の命令の如きは、信望篤き宗教家の教訓にも及ばざる場合なきを保證し難きが故である。

上部構造たる政府の機能中下部構造たる軍隊乃至警察隊の武力に最も接近せるは、司法檢察と司法警察とを中軸とする司法權の作用である。今日一般に司法權其他司法の語が國家權力の此部分に附せられつつあるも、之は國家を法治主義の見地より觀察したる場合に附せられたるものにして、權力主義の立場より見返さんか、司法作用の歴史の示す如く、國家權力の強制力を直接に國權に服従せざる特定國民の上に加ふる作用である。従つて、司法權の中心は、刑罰權の主體たる國家が國權の表示たる法令に違反したる特定國民に對し刑罰を科する刑事裁判及び執行である。契約社會に

於ける利益體的關係の調節を目的とする民事裁判の如きは、市民社會の勃興に促されて開設されたる附帶作用である。現在立憲法治主義下の諸國家に於て、國民の一部が他の一部に對し國家の名に依り死を宣告し且つ之を執行し得るは、戰時に於ける又は軍隊に對する軍司令官及び軍法會議を除けば、唯だ裁判官及び檢察官のみである。一般に國家權力を直接に代表せりと看做される檢察官の論告が、「秋霜烈日」と形容せられる事多きは、國家意志に服従せざる國民に對する國家權力の峻嚴性を暗示せるものである。又、國家權力を分擔する立法・行政・司法・統帥の四權のうち、統帥權の運用に携はる軍人は勿論、司法權行使の任に在る裁判官も、原則として「政治圈外」に立つ可き事が要請せられると共に警察官の

**政治干渉の** 如き行爲も警察本來の任務より逸脱せるものとして非難される事は、此等の者が輕重の差こそあれ、國民の生命・自由・財産を毀損し又は剝脱するに必要な武力的國家權力を掌握しつゝある關係上、其濫用に陥る弊あるを豫め警戒せざるに外ならぬ。司法權が統帥權に遜色なき程國家權力の物理的壓迫面を露出したる實例は、一七八九年の佛蘭西革命後と一九一七年の露西亞革命後とに展開されたる同志相剋の悲惨に就て、之を見る事が出来る。

上部構造たる政府の機能のうち、國家權力の點にて司法權の上層たるは行政權即ち執行權である。普通には議會と裁判所との對比に於て「政府」と呼ばれてゐる。それは、立法議會の創設、司法裁判所の獨立に至らざりし以前に於ける政治力の唯一運載者たりしものである。政府本來の機能は、一方に國民を動員して軍隊を編成し國家防衛と國內治安とを擔當せしめ、他方に國民の物財を徵收して國務遂行と國家防衛とに必要な費用たらしむるに在したのである。

即ち、徵兵と納税とである。然るに、徵兵に依る

軍隊の任務に漸次二分され、國家防衛のみは政府の支配圈外に立つ統帥府の任務と成り、國內治安維持は政府の支配圈内に位置を與へられたる警察力の仕事と成つたのである。然るに、時の進行は更に警察力にも分解作用を促し、之より獨立したるが前述したる司法作用である。斯く、政府は嘗て自己に固有なりし諸權力より遊離す可く強ひられたるが、後には政府に残されつつありし徵稅權及び命令權をも國民代表府たる事を標榜して起ちたる議會勢力に依り著しく制限され、權力作用としては僅に警察權を保持するに過ぎざる状態に立至つたのである。茲に於て、國家權力の中樞たりし執行府は、其權力を下部構造たる統帥權と司法權とに襲奪せられたるに止まらず、自己の上層に位する立法權に依りても制限され、愈々權力遊離傾向を加へたのである。されど、政府は近來權力的統制の側面にて喪失したるものを充分に補ふに足る新機能を見出しつつあるが故に、政府機構は益々複雑化すると共に愈々膨大化してゐる。即ち、商工農に關する經濟活動、陸海空路に亘る交通事業、各種の通信事業、國民教育の振興等、一言にせば、文化部門に新なる機能を見出したのである。此等の文化的部門を通じて政府が

**國民に求むる** ものは、最早國家權力に基く服従に非ずして、心理的には信頼であり、行爲的には協力である。此傾向は、國家が武力に擁せられたる權力の主體たる事より、信頼に基く權威の主體たらんとせる事實を物語つてゐる。此點は後に再び詳述せられるであらう。

上部構造の最高層を占めつつあるは、立法府たる議會である。議會は言論の府にして、武力の府ではない。それは國家の武力の權力より最も遠き距離に位置し、而も武力のみならず他の國家權力の介入をも極力忌避してゐる。近代諸國家の憲法が例外なく、會期中



に於ける議會の議員の言論自由を保護する爲に議員に對する國家刑罰權の發動を抑制する規定を設けたる一事を以ても、國家權力の拘束外に立ち國民輿論の代表たらんとする議會の性格を、窺知し得るであらう。元來、歐米諸國に於ける立法議會は、其範圍と言はれる英吉利のそれに依り明瞭に示される如く、國家權力を背後に擁し國民に納税其他の義務履行を強制せし政府に對する納税國民の不平と反抗とに端を發し、それが漸次庶民一般の國權制限運動となりし結果、政府と庶民との妥協機關として誕生し發達したるものである。此故に、議會の傳統的任務は、國民全體の安危にかゝる非常時を除けば、能ふ限り政府及び軍隊の經費を削減して納税國民の負擔を軽減する事と、政府及び軍隊の強力なる權力發動を抑制する法律を制定して國民多數の自由を擁護する事との二である。歴史的に培養されたる斯くの如き立法議會の性格は、現在何れの國の議會にも程度の異なるに殘存してゐる。然れ共、議會勢力が政黨政治の形態を以て急激に發展し、現時の英米政治に見られる如く、政府の權力を掌握すると共に、議會は多數黨の權力に對する少數黨の反抗舞台たるに到り政權を掌握せる多數黨は、統帥權、司法權、警察權の如き武力的權力をも利用して、政權の恒久化を圖つてゐる。茲に、權力を中心としたる議會の變化が見られる。

以上を通觀するに、國家權力の根源は、自國防衛を主要任務とするも、更に國內治安維持をはじめ凡ゆる國家機能の遂行にして國民の服従強制の求められる場合に潜在力として作用する武力である。軍隊の武力たると、警察隊の武力たるとを問はず、何等かの形態に顯現する武力を有せざる國家の如きは、歴史上の國家にては未だ之を徴し得ざる所である。而も國家の武力は國內にては最も強力なるものである。然らずんば國家は自國內に於てそれぞれの社會的勢力を有する

**各社會團體** と社會諸團體相互の關係とを、權力的に統制し得ないであらう。若しも、少等社會團體の勢力にして武力的に國家的權力を凌駕する事あらんか其社會團體は最早國家内の一團體たる性格を脱し、國家そのものの性格を獲得するのである。革命は國家の生滅を訓するものに非ずして、國家的權力の根源たる武力所有者の變更を意味するに過ぎない。此故に、國家は其存立の第一要件として、武力の獨占性を要求する。武力の獨占は、延びて權力の獨占と成る。權力の獨占に伴ふ權力の絕對優越、茲に權力側面より眺められたる「國家主權」の姿がある。

## 支那の商業と政治

——東亞新經濟理論への出發——

…(一)…

大陸の商業がいつの頃から行はれたか知らないが、文獻には既に周代に原始的な商業がなされてゐたと傳へてゐる。ともあれ昔有無相通する爲に今日の如き利潤を伴はなかつたにしても商品が色々の方法手段で動いたことは確である。支那に限らずいづれの民族も原始時代の生活様式は今日のもの比べて非常に單純なものであつたらう。時代が段々と進歩するにつれて生活様式が文化的に進み、商業も物々交換時代から貨幣の使用による賣買形式へと進化し、交通運輸の便と相俟つて、商品の評價觀念は専ら相互の利益獲得と云ふ商業意識となり、物産、製産物を動かす處には必ず利益の分配とも云ふべき商業道義が不文律化し常に商

されど、國家は武力を根源とする權力に依りてのみ支持されてゐるであらうか。國民の國家的團結は、國民の生命をも絶つ國家權力の物理的作用に對する恐怖のみに依り維持されてゐるであらうか。國民は主權者として君臨する國家を、暴君の如く畏怖してゐるであらうか。國民たるの生活體驗を有する者にして、以上の間に「然り」と答ふる者は無いであらう。それは國家が武力を根源とする權力の主體たると同時に、輿論を根源とする權威の主體たる事を知れるが故である。既に、畏怖の對象たる權力國家を分析したるが、次に信頼の對象たる權威國家を分析するであらう。

西 田 竹 雄

品と共に、あらゆる部門に渡つて、嚴格に履行される様になつた。政治家や官吏に至るまでが、外國商館に雇聘せられる買辦業者にも等しい利益の分配追求に全力を擧げて、商業發展の爲にあらゆる便宜を與へたものである。各國の在外官吏の如く殆ど自國商業の爲に努力してゐるが如き、商業と政治は密接な關係があり殊に古き歴史を有する支那に在つては政治よりも、商業道義が高度に發達して、商業の前には政治も其の姿を没するが如き觀がある。

支那の様な廣大な土地、雑多な民族が居住してゐる處では政治的に統一された國家の形成は其の歴史の示せる通り甚だ困難である。處が商業の道義的觀念に依つては支那民族の大同團結が容易で、而も自然的にな

されてゐる。

…(II)…

支那の政治上、有名な黄河治水事業を見るに、昔黄河地帯の地方官の中には天變地異に際し、地方民救済の爲に全力全財産を傾けたものがあると云ふ。是等は國家觀念より出た行爲ではなく、平時地方民が捧げる税金の外に多量の利益分配や貢物を受け、裕福な身分となり、財寶の蓄積となり、民の恩情に對する當然の御禮、云はゞ商業道義の轉化せる逆輸出である。地方民は官の救済に與り、又いつ何時天變地異に際して再び救済せられるかわからぬ爲に益々貢物を厚くするに至り、地方官の方でも亦益々民生を考へ、經濟方面に就いては勿論のこと、あらゆる方面に便宜を與へたものである。斯の如くして地方官は立派な有徳な君主として益々敬愛せられ、民は安きを喜び共に繁榮したものであつた。

黄河治水は支那の政治にとつて、黄河を治める者は天下を治めるとまで云はれた位重大な施政の重心をなしてゐたものである。農民といはず、商人と云はず、支那民族にとつてはこれ程重大なものはなく、常によき政治家よき指導者を求めてやまない。しかしよい人ばかりはない、私利私慾をむさぼらんとする政治家にとつては、黄河治水が民を搾取する便法に應用され、治水事業が搾取事業に適用せられたことも少くないがそうなるも民心が自然に離れて、やがて政治家の没落となり、天下の滅亡を來した。即民の商業道義を裏切るやうな政治をとれば、必ず天下は亂れ政治が行はれ得なくなるのである。これより觀じ來ると、支那は政治的に統一された國と云ふよりは商業の道義によつて統一されてゐる一つの商業國家であると云ふ方が正しい。これが支那を政治する者にとつて深く考慮すべき

ことで、支那民族のこの傳統的精神を知り、以て施政方針に十分の檢討をなさねばならぬ。即この傳統は、國家觀念を有する傳統でなく、全く商業道義より生じたる處の傳統であると云ふことを必ず念頭に置いて、如何にして彼等の傳統を活かしてやり、如何にして近代科學政治を彼等に行はしめるかゞ決定されねばならぬ。即支那民族をして、如何に近代科學的國家政治及共榮圈政策を實施するか、是が日本國民と同様に見做して政治されしめば、其處に大いなる錯誤がある。近代科學政治は裏をのぞけば經濟政策である。如何にしてこの科學的經濟政策を以て、支那民族の商業道義をコントロールするかゞ窮極の問題である。

…(III)…

吾人は支那を政治するに當つて先づ第一に目を付けねばならぬものに、支那四億の大民族其者である。即彼等の有する勞働能力を計算に入れねばならぬ。

米國がアメリカ・インデアンを解放して以來インデアンの人口は段々と減少を示し、今日機械文明による米國とは云へ勞働者の中で、米國民の基本的勞働を提供するものが段々と文化的になるにつれて少なくなると、彼のアメリカ・インデアンを再認識するに至つたものである。如何に是を再認識しても、益々減少しつゝあるインデアンを急遽に増加させることは出来ない、米國の一つの悩みである。

幸か不幸か吾々が支那四億の大衆を見る時單に文化の低い國民として一顧の價値をも認めないとするは確に誤である。將來如何に文明になり勞働が機械化されて、其の必要を少なくするとは云へ、基本勞働を完全に機械化することは不可能である。吾々の聲に應じて自由に驅馳する基本勞働を提供するもの程貴重なものはない。其處で今日支那大衆を其の數の大なるに驚くとは云へ、今後數十年を出ずして、東亞共榮圈が

益々完成するに従つて、吾々は彼等の有する基本的勞働を益々必要とする時期が到來することは米國の現状に照して明である。この貴重な勞働大衆を今日如何にして活かすか、如何にして一日も早く是を利用するかを考へねばならぬ。

利用するに當つて吾々は直接彼等に勞働を提供しめることは、非常に幼稚な考へである。彼等の勞働能力をエキスにしたものを使用する方法を考へねばならぬ。然らば如何にしてエキスにするか、これはとりもなほさずこの全民族の勞働能力を擔保とせる所謂勞働信用證券とも云ふべき勞働貨幣を使用することである。と云へば早速現在ドイツのフランク經濟相が實施せんとする貨幣かと思はざるを得ないが、其の使用方法は全く違つてゐるのである。支那に於ける勞働貨幣の使用は彼等の勞働能力を擔保としたものである限り、支那大衆の貨幣であり、支那大衆が是で以て自由に今日の如き金貨幣の使用と同様に使用し、思ふ存分の蓄積、いやな言葉だが國家觀念のない闇取引でさへも自由に、自己の勞働を擔保とした貨幣である限り、是が如何様に消費せられやうと一向支障がないのである。即支那民族性を十分發揮せしめるものである。

…(四)…

しからば斯の如き勞働貨幣の經濟機構を如何にするか問題となる。この經濟機構を決定することによつて日本の近代科學政治が何處まで指導し、政治し得るかゞ決定せられるものである。勿論近代科學の總動員によつて、支那に於けるあらゆる經濟機構を日本人が獨占するものである。非常に虫のよすぎる話ではあるが其の代りに支那側は自由に商業をなし、商業道義の傳統政治をも自由にしてもらつてよい。大陸に在る日本人は總て支那側の自由生活から去つて、國家から衣食住を支給せられる統制經濟の一員となつて働くので



ある。従つて日本人には何等労働貨幣を必要とせず、此處にドイツの如く貨幣に代る生活必需品を切符によつて配給せられ、各人は其の能力に應じて、國家から必要なるものが得られ、各々其の分に安して生活が出来日本國民として直接に國家の爲に活動するのが原則である。即大陸にある日本人の個人經濟生活を國家經濟に移し、完全に個人經濟をノックアウトすることである。

例へば今日北支に於ける開發會社、中支に於ける振興會社の如き、あらゆる製産部門、重要な交通運輸機關を總て日本國家の經營に移し、總ての物資を統合して、是を以て支那大衆の爲に使用せる労働貨幣の收支をなすのである。日本人の販賣する如何なるものも總て労働貨幣で決済をなし、日本人の使用する支那労働大衆には十分俸給を労働貨幣で以て支給し、日本人の得たる労働貨幣は絶対に日本人が使用出来ない、總ては國庫收入となり、絶対に日本人は閣取引が出来ない。

### 歴史哲學的訓練の必要

——樺 俊雄氏の三著を薦む——

#### 西井克巳

„Was verständig ist, das ist wirklich. Und was wirklich ist, das ist vernünftig.“ とは餘りにも人口に膾炙せる、ヘーゲルの命題である。更に人は „Alles Vernünftige ist nur Geschichts“ のゲーテの言葉を以て、之に對應せしめるであらう。

ゲーテが「過ぎ去り行くものは凡て唯響に過ぎぬ」と語る時、吾々は彼等の歴史に對する餘りにも鋭き觀察眼に敬服せざるを得ない。吾々には何よりも先づ、凡ゆる事象は歴史的事象が銘記せられねばならない。一度近世史の理念が其危機的徴候を表し初めるや、唯徒らに愁嘆に終結して、甚が新なる發展に向ふ可き協力を忘却し勝ちになる者尙多き所以は

ものである。支那大衆は相互に於て金貨幣と同様に自由を是を驅馳し得られ、何等の不便をも感じないのは只經濟統制本部に於て、物動計畫に基き外國爲替決濟に轉化せしめ、國家と國家、國家と共榮團、共榮團と共榮團との交易化の計數に入れることに依つて解決されるのである。

此處に最も注意すべきことは一切の製産工業を總動員して、物資の不足を來たさぬ様、農産物、礦産物等は勿論のこと一切を圓滑に供給せねばならない。戰時中は別として、平時に在つては支那大衆の需要を満足せしめること。更に斯の如き經濟機構の下に労働を提供する支那大衆に對しては十分の報酬を支給し、自ら製産し、自ら工作して得る賃銀よりも、この經濟機構の下に労働を提供して、サラリーマン生活、報酬生活をする方が得策であると云ふ風に、十分にこの經濟機構を満足せしめること。支那資本家及び地主とは云へ

遂にはこの經濟機構に勞資を提供することに依つて十分な收支決算が出来得るやうになれば支那大陸廣しと云へども、日本は自由に統制し得るに至るであらう。以上述べ來つた新經濟政策の理論構成は第一に支那民族の國家觀念のない自由主義、個人主義的な商業道義を活かしてやる点。第二には支那大衆の労働能力を擔保とせる、彼等自身の労働貨幣を使用して、自由な行動を許しながら、自然と東亞共榮團の中に生かすこと。第三に日本國民の個人經濟を國家經濟に移管すること。第四に金貨幣を去つて、世界經濟の波に乗らぬこと。第五に東亞共榮團に於て日本人の指導的地位を確立すること。これ等の五要素が即新經濟組織の根幹となつて理論を構成せしめるものである。更に諸賢の御研究を俟つて、他日の完成を祈る。

（筆者は昭六大法卒、大毎北京駐在員）

彼等が歴史事象を絶対水劫のものかと考へ易き誤謬に基くものに他ならない。吾々は、凡ゆる現實を飽迄歴史的に把握しなければならぬ。歴史的に理解するとは、其を永遠ならざるものと觀する事である。斯る歴史觀は然しやがて相對主義の誘惑する處となり勝ちなるものである。十九世紀を風靡した歴史觀に *Historismus* の名を以て呼ばれるもの、存した事は周知の事である。十九世紀の歴史主義は然し、歴史の變化を餘りにも強調し過ぎた結果、遂に *Historismus* に墮するに至つた。トレルチに依て、殊に斯る歴史主義が再検討せられたる所以は、歴史性と絶対性の何れの面を強調すべきかの

主義が相對主義に淫したる結果に他ならない。

歴史事象が歴史事象たるが爲には、飽迄其は歴史的でなければならぬ。歴史的事象とは、其に絶対永遠性を認めざる事である。然し乍ら、歴史事象が歴史事象として現實たり得たのは、又其が絶対性を有したるが爲である。絶対性を有せざるものは假象であつても、歴史事象とはなり得ないからである。ランケが、凡ゆる時代は *„Ereignis“* に通する」と謂つたのは、正しく斯の如き事をいみじくも謂ふのであらう。果して然らば吾々は、歴史事象の相對性と絶対性の何れの面を強調すべきかの

であらうか。ランケが歴史事象を *Das Relativum* と謂ふ時、其は單に *relativum* を特出せんとしたものでなければならぬ。他迄も *relativum* である事を主張したのであつた様に、吾々は歴史事象の *relativum* な面も *absolutum* なるものも、其は *relativum-absolute* な総合的統一體と理解する事に依り、却つて、目まぐるしくも變轉する歴史の動向に絶望する事もなければ、又其が更に新なる飛躍の爲、なさんとする發展に協力する事にも躊躇しないのである。西田哲學に謂ふ「永遠の今」なる言葉も亦、歴史事象への正しき把握を示すものと謂へよう。

吾々は又歴史學は一つの *historiography* なる事を此際三省すべきであらう。歴史學を解釋學として文献學より解放せしめたる事は、既に古き事に歸する。ツキデデスガヘロドトスに優れたる所以は、前者がトロポネソス戦役叙述に際し、報告に對する批判選擇、又は出来事に對する其發生原因や目的の探究に説き特質を示した故とせられるが、吾々は其處に早くも解釋學としての歴史學成立の萌芽を見出す。而も斯る歴史學成立發展の爲の努力は十九世紀に入つて愈々本格的軌道に乗り、ダイルタイ、クローチエ及びトレルチに及んでゐるのである。斯くて今日に於ては、歴史が學として成立する所以は、其は歴史への解釋學であるからに他ならぬといふ既に定説となつてゐるのである。

然らば歴史學は、如何なる理由に基いて解釋學たる事に依り科學性を有ち得るのであらうか。

歴史事象其物は他迄も唯歴史事象たるに留つて、假令其が如何にも多様性を有つと雖も其以上には出でざるものである。史料の蒐集は史料の集積ではあるけれども、其は歴史學を成立せしめないのである。而も其等は吾々に語り可き何物かを有つてゐるのである。斯る時、何に依り語り可きものが遂に語り得られるものとなるのであらうか。其は、一に歴史家の鋭敏にして正しき歴史觀に倚るの他はない。

歴史家は、自己の歴史觀に依り多様な歴史事象を一つの有機的歴史像に迄構成し、一つの歴史事象を他の事象と關聯せしめる。其處に一つの歴史事象の歴史的位置づけが與へられ、歴史的事象が見出される。其は歴史家が、歴史事象が有する語り可きものを語りしめたる事に他ならない。而も此處に自己の歴史觀に依り語りしめるとは、歴史を解釋する事なのである。

然らば其際唯一の事が、何れともなる可き歴史觀は如何にして樹立せられ且科學性を有つのであらうか。

過去は唯過去として、吾々の前には何等關聯なき史料のみを遺したに過ぎない一つの歴史の有體としてその全體を吾々に明示するものは、吾々が協働しつゝある現代の歴史を描いて他にはない。吾々は、その存在嚴として否定し難き現代の歴史の中に没入する事に依り、歴史の

理念把握の鍵を見出し、過去の歴史の正しき理解に到達し得るのである。

是は一見矛盾せるかの如く考へられるかも知れない。然し乍ら、歴史は常に「永遠の今」として顯現する。過去の歴史は過去として固有の、ランケによれば *Teilnahme haben* を有つと同時に、又歴史一般として永遠の理念を有つ。而も歴史解釋の唯一の鍵たる歴史觀が、眼前に否認し難き現代史に對する慧敏正確なる理解に依りのみ成立する以上、吾々は、吾々の現代の歴史に對する把握認識の方法に依り過去の歴史を解釋するより他に道はないのである。

歴史は客觀的なものであり、歴史觀は主觀的なものである。又歴史は過去のものである。而も斯る客觀と主觀、過去と現在の矛盾を綜合した處に歴史は却つて學として成立する。而して斯る綜合を *Gegenwärtigkeit* *Kuhnsynthese* と主張した者こそ實にトレルチであり、今日の歴史學は今正に此トレルチの線に副つて發達せんとしつゝあるのであるが、是歴史解釋學の最高峰に位置するものと謂ふ可きであらう。

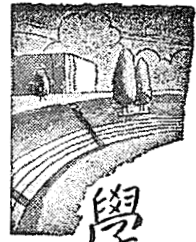
以上私に、歴史を *relativum-absolute* に觀ず可き事。歴史學は解釋學にして而も其は現代の歴史への透徹したる科學的把握に依りて成立する事を説いたが、私が敢て早見を述べた所以は、單に歴史專攻の學徒のみに留らず、一般教養人にとつても、斯る歴史哲學的訓練の緊要性を強調し度い爲に他ならない。

今日の歴史學は、決して凡ゆるものを絶對化しやうともしてゐないし、相對化しやうともしてゐない。更には、文献學派、考證學派を斷手拒否する事に依り科學性を踏めんとしてゐるのである。其にも不拘、今尚特に一般教養人にとつて、斯る古き歴史學の洗禮を受けて其桎梏より脱却し得ざる者餘りに多きに驚嘆せざるを得ないからである。

吾々の歴史哲學的訓練に資す可き著書は素より數多くある。今日吾國の哲學者の優れたる人々が、歴史哲學に重大なる關心を寄せ、科學的水準高き論書を撰供しつゝある事は周知の事であるが、梅棹雄氏も亦確に其一人として鳴らざる可き人であらう。氏の論著として「歴史哲學概論」理想社昭和十五年版、歴史に於ける「理念」理想社昭和十五年版、及び「歴史の理論」刀江書院昭和十六年版、の三つがある。私は今此處に此等に就き詳細なる紹介をなす暇を有たないが、何れも此等は、氏の歴史學發達の爲の敬服すべき苦闘と眞摯なる研鑽の跡を示すものであると同時に、又吾々の歴史的教育、歴史哲學的訓練に際し示唆する處、決して少しとせざる事を信するものである。トレルチ的結論を見出すに至る迄の氏の努力の跡は、亦吾々の當然辿る可き道でなければならず、又斯る苦闘を克服して此處に達するや、以上私があげたる歴史の俗説よりも容易に脱却し得るのであらう。

時宛て讀書の秋、敢て此處に學生諸君の歴史的教育の書として精讀を薦める所である。

昭和十六年十月五日



# 學 內 報

## 統後奉公強化週間

十月三日より同八日に至る統後奉公強化週間の初日たる三日、學部豫科及び専門部では次々正午より軍人援護に關する勅語奉讀式を舉行、聖戰參加の軍人に垂れさせ給へる大御心を奉戴し、引續き學長の訓示あり統後奉公の念を一層固くするところがあつた。

## 日本文化講義

大學豫科に於ける昭和十六年度日本文化講義は十月十三日 月 午後一時より豫科講堂に於て大坂帝大教授淺田常三郎博士の「國防と物理學」と題し、二時間餘に亘り、近代科學戰に於ける物理學の貢獻と重要性を原理並に應用方面まで説述せられ、特に獨ソ・獨英戰に於ける最新の科學兵器の説明は興味と啓發を受くる處大であつた。

## 人事異動

依願免専門部生徒主事 教授 中村良之助  
 任専門部生徒主事 同 森川 太郎  
 以上十月一日付  
 講師職任 豫科 荒 一雄  
 同 林屋辰三郎  
 以上九月二十一日付  
 豫科柔道師範職任 香原 勝  
 九月二十五日  
 眞鍋 義雄  
 岡 道岡  
 以上十月二日付

## 専門部配屬將校更迭

昭和十四年一月着任以來専門部第一部の配屬將校として専ら生徒の練成に盡瘁せられた西本雄次郎大佐は十月九日和歌山高等商業學校兼和歌山師範學校配屬將校として轉任され、後任として佐藤忠七大佐が着任された。佐藤大佐は昭和高等商をも兼任される。

## 研究論集 刊行

九月末日原稿締切の研究論集第十一號は着々豫定の計畫を進捗、十一月發行の運びとなる豫定である。尚各篇の執筆者並に題目は左の通りである。

### ▽法律・政治篇

#### 國家權政論

岩崎 卯一教授  
 マストルグ中立の形成 川上 敬逸教授

一その歴史的背景に政治的的断面！

株主の議決權の不統一行使 野村 次大教授

ナチスに於ける家庭生活の新體制 福島四郎教授

## 戦歿勇士第二回合祀

### 慰靈祭御通知

君國の爲殉忠の誠を致し戦歿せられた本學關係將士の偉勳を永遠に顯彰する爲千里山學園内に建立せられた忠靈塔の第二回合祀慰靈祭を來る十一月一日(土)午後二時より千里山學園同祭場に於て執行致します。大方の校友各位御參列御參拜下さい。略儀乍ら誌上を以て御通知に代へます。

昭和十六年十月

## 關西大學

國務と統帥と軍政との關係 兼にその調整 吉田 一 枝教授

共犯論への一考察 植田重正助教授

▽經濟・商業篇 神戸 正雄學長

「財政金課本要約」に關し 赤羽謙治郎教授

「フレイケルスの政治經濟學」 フロイケルスの政治經濟學 加藤金次郎教授

「統合の感應と必然性」 中小商工業の統合に就いて 佐伯 三郎教授

明治中期取引所制度概要 正井 敬次教授

計畫經濟論序説 三木 純吉教授

株價對策と日本協同證券の役割 森川 太郎教授

貨幣理論の課題 片岡甚太郎教授

▽文學・哲學篇 安川安太郎教授

文藝批評の精神 山田松太郎教授

蘆庵と景樹(下) 岡本勝治郎教授

「用語言を中心として」 上代に於ける天變地変と政治 堀 正人教授

「ヘンリー四世」に現はれたる 廣瀬三助教授

「After Many A Summer」について 廣瀬三助教授

「Anthony Trollope」 説話中の fiction 廣瀬三助教授

▽がくほう抄 廣瀬三助教授

「神戸學長」十月十一日東京に於ける學士院會議に 出席

加藤金次郎教授十一月一日明治大學に於ける日本經營學會第十六回大會に「中小商業の合同について」と題して研究發表をなす

森川太郎教授「經濟的發展と貨幣的機構との交渉」と題する研究に對し文部省より昭和十六年度精神科學研究獎勵金の交付があつた。

矢口孝次郎、佐伯三郎兩教授十月廿五、六の兩日東京早大に於ける日本社會經濟史學會に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

西井克己助教授「東北帝國大學に開講された日本諸學振興會の歴史學會」に出席

校友

「新兵器に就て」

九月講演會終る

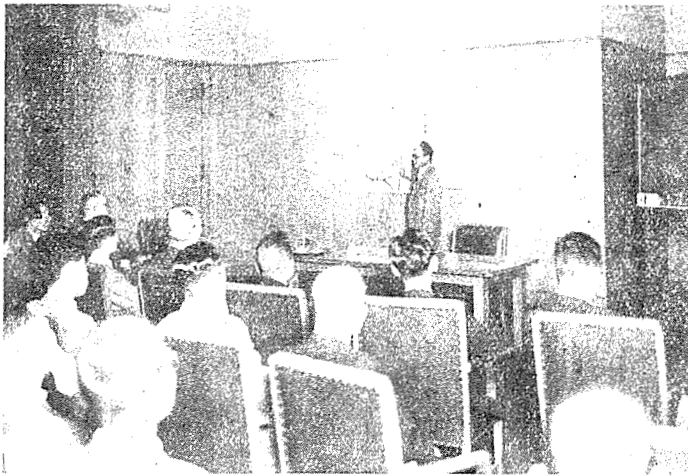
本部事業として毎月その意義を強調してある講演會も六月の谷口吉彦博士以來休會してゐたが、九月二十二日午後六時より大阪帝大教授淺田常三郎理博の「新兵器に就いて」の題目の下に開演、多數校友の出席を得て盛大に舉行せられ、出席

著の自然科学方面への認識を強調した。【寫眞は講演中の淺田博士】

石川、富山、福井、支部

北陸聯盟發會式

前號所報の校友會北陸聯盟發會式は九月十四日正午より神戸學長、川上、森川兩教授を迎へて開催、出席者は石川、福井、富山三縣の校友二十餘名で國民儀禮に引續いて中西、石川支部幹事の挨拶ならびに經過報告あり、座長に石川支部長木村佐太郎氏を推して議事に入り、北陸聯盟規約を可決し、續いて同聯盟綱領を決定、役員を選任し、北陸三縣出身の母校關係者を顧問に推薦し、次いで神戸學長の挨拶あり、元富山支部長、元同縣知事矢野兼三氏よりの祝辭を披露し、最後に聖壽の萬歳を三唱して午餐會にうつり午後一時終了引つゞき別記の通り、金澤商工會議所講堂に於て、記念講演會を開催し、同終了後、午後七時より「鑄基」に於て懇親會を催し聊か遅來の老學長並に兩教授の勞を稱ひ、午後八時半、聖壽の萬歳を奉唱し、母校關西大學並に北陸聯盟の萬歳を齊唱して散



會した。

▽北陸聯盟綱領

一、本聯盟は北陸三縣校友の協和に依り學徒としての立場において一徳一心萬民翼賛の運動に参加し母校と表裏一體となり學園新體制の確立を期す  
一、本聯盟は皇道精神に基き日本文化の興隆東洋文化の發展に寄與し大政翼賛臣道實踐の大節を守り職域奉公以て大東亞建設聖業の完遂協力を期す  
一、本聯盟は新體制下にある母校の學制改革に即應します。團結を強固にし連絡の緊密を計り學風作興し以て私學の權威特色を發揮せしめ在野校友の責務と使命を完遂せんことを期す

▽聯盟役員

- 會長 石川支部長 木村佐太郎
- 副會長 富山支部長 磯野 充賀
- 同 福井支部長 内藤 哲應
- 顧問 矢野 兼三
- 同 堀 啓次郎
- 同 吉田 音松
- 同 竹田 省
- 同 神戸 正雄
- 同 和田 豐二

北陸聯盟結成

記念講演會

校友會北陸三縣支部聯盟結成記念講演會は發會式の當日たる九月十四日午後一時より金澤市四町の商工會議所に於て神戸學長、川上、森川兩教授を迎へ大政翼賛會石川支部、金澤商工會議所及び北國毎日新聞社後援の下に開催された。

神戸學長は「國土計畫について」産業地立、最中その分散主義的プロットの結成を論議、地方別による適地適業をその自然的經濟的條件によつて選定すべきをのべ、川上教授は「海洋自由について」緊迫化した最近の世界情勢から論議せられ、森川教授は「英米の經濟政勢と日本の經濟態勢」の演題を掲げて英米側の對日壓迫に對し經濟戰を遂行するためにはプロットを速かに整備してその生産力を擴充し、技術、資材、設備を質量共に合せ得ると共にその爲考へられる國民生活上の壓迫にはどうしても堪へてゆかねばならぬと結んで有意義に終了、多數の聽衆は熱心な講演に魅了せられて愈々その決意を固くした。

尚講演終了後、同商工會議所會議室に於て、講演會講師神戸學長、川上、森川兩教授を中心に一般經濟問題につき、之亦熱心なる質疑應答があり、成果を收めて午後六時終了した。

第八回神宮參拜

朝鮮支部

九月七日(第一日曜)午前七時例により朝鮮神宮に參拜し、皇靈の勳榮と出征兵士の武運長久を祈願したが、前回は群山の田中義一君、今回は遠くチ、ハル支部の梁原鐵夫君の参加あり、當支部の神宮參拜も愈々意義を深めた。

參拜後の南山亭の茶話會は當連の松田清、高橋伊平兩先輩の缺席で物足りなさ

さを感じさせたが、日本生命の清水辨二郎君、朝鮮運送の鷹野修一君等の新たな参加があり賑はつた。

當日参拜者二十二名

- 岡本 至徳 三上 吉野
- 信田 芳江 藤榮 七
- 秋山 雪太 石崎 依二
- 村上 三政 藤原 公生
- 川島 通利 清水 辨二郎
- 梁原 鉄夫 葦田 二郎
- 吉木 幸 越智 宗七
- 吉本 智 近藤 藤 薫
- 田中 豊次 岩崎 義二
- 鷹野 修一 美谷 昌徳
- 目下 部 景勝 野田 博

### 會旗推戴式

#### 奉天支部

直吉氏寄贈にかゝる奉天支會旗の推戴式を九月二十八日午前十時より奉天神社に於て嚴肅裡に舉行した、會報刊號に記載した儘改めて通知を出さなかつたのに拘らず殆ど名集會してこの歡意を共に味はひ、祝杯をあげて支部新發足と前途に光明を齎らす會旗推戴を喜びだしたのである。

記念撮影を終り一同忠靈塔に参拜した後でオリエントタルに晚餐を共にして樂しく會の前途を語りつゝ午後一時散會した。



高當日の出席者は、出井、直吉、寺門、西川、牧野、野尻、金原、五島、飯田、白井、辻、浦谷、鈴木の諸氏である。

### 時局經濟座談會

#### 川邊支部

九月二十一日の第三日曜を利用して、心身鍛錬を目標を猪名川上流にハイキングをなし、沿線の名勝「車温泉」に浸つて戦時對策への想を練り、また講師母校専門部長正井敬次博士を頼りて時局經濟座談會を開催した。

午前九時阪急實業線能勢口驛に集合したが、いつも乍ら御老體を厭はぬ淺沼副

支部長トツツ参着には敬服の外ない。斯くして暑からず寒からずの秋日日に繰り出す人で満員の能勢電に乘車、矢間驛で下車、魚鱗躍る奔流「鼓淵」を背景に一同カメラに収まる。それより徒歩にて多田源氏の祖、満仲公を奉祀する多田神社に詣つ、頼光が大江山の鬼首洗の池とか等を見學し、猪名川の溪流沿ひに上る事里餘、一軍温泉「鮎」の茶屋に至る、既に深川伊月市長、野原東谷村長がたの先着あり、一同温泉に入り浴衣に打意ろいで餐食す、記念撮影の小憩後、佐藤支部長の挨拶あり、正井博士を中心に座談會に移る。

統制經濟に關する有益なる御話を承り次で熱心なる質疑應答に時刻の過るを知



(部 支 邊 川 の 車 一)

## 報國團彙報

### 專一修練部主催

#### 廿九粒を徹宵行軍

臨戦下學生の意識緊張にともなつて報國團事業もその趣を變へて來たが、専門部第一部修練部では十月十一日の興亞奉公日事業として今里奈良間二十九粒の夜行軍を實施する事に決しコースその他を選定、時間など細目にわたり決定した。

同計電によれば九月三十日午後七時今里に集合の上隊編成を終つて八時出發行程を突破して翌十月一日奈良春日神社に参拜しようといふのである。

高三十日降雨のため豫定を變更十月四日夜出發した。

### 專二秋季修練大會

専門部第二部でも十月十二日報國修練部主催で秋季修練大會を舉行、修練の徹底を期して全學生の参加を要望してゐたところ、當日は多數の参加者を得て盛大に執り行はれた。例に同日の行程を示せば次の通りである。

- 關急櫻井！嵯峨天皇陵！多武峯 飛鳥大佛！櫻原神宮

### 報國隊初的事業

#### 防空演習に出動

十月十二日より全國一齊に行はれた防らす、支部長發聲で萬歳を三唱の上、解

散したのが五時近くであつた。

當日の出席者は左の通り(順序不同)

正井専門部長先生、佐藤清、淺沼淳池田幸太郎、富川竹治郎、瀧井義男野原敏、三原新三郎、松崎友一、甲川巖、甲川彰彦、深川重義、阪本昇田口正春、安井章吾、

### 同窓隣組の集ひ

九月の同窓隣組の總會は「體位の向上」と「和親協力」を主眼として去る九月二十一日の日曜日、南海沿線忠岡の濱にて早曉より「網引」を行つた。

家族子供同伴を條件とはしたものの、遠方よりの参加者多く、一番電車に間に合ふ爲には曉闇を衝いて出掛けねばならず、結局條件を具へ得たものは約半数であつた。時候は好し、天氣はよし。濱では同町の素村家正木頼三郎氏の好意による大地曳網をシヤツとパンツ、跣足になつて大人も子供も漁師たちの中に立ち混り、沖の舟の台圖に合せてロタロを擦き網網をひいた。エンヤヤサ、と聲を合せ調子を合せ足を合せてそれこそ、致協力の作業、網は徐々に、それこそ徐々に縮まり、汗を流すこと約二時間。網の縮小されるに随つて銀鱈おどり、ヤがて網より袋に袋より舟にかきあげ、舟に跳ねおどる金鱈銀鱈、勞働の成果に決心の愉

悦を味はひ、早速と濱で手料理をなし、好意による豐饌のみものあり、魚は新しとあり、勞働の後の食慾は旺盛にて味は上乘、甘いものあり、辛いものあり、子供も喜び大人は勿論、親しさと健康さを十分に楽しんだ。ヤがて十分みち足りて一同は收穫の大魚籠を家庭への土産とさげ散會したのが午後一時すぎであつた。(寫眞は當日の集ひ)



### 會員消息

- 上尾 滿 (昭十四喜二法) 大分縣南海部郡川添村宮川内に轉居
- 伊藤正紀 (昭十六大法) 小樽市南祝津町二二二に轉居
- 家所一郎 (昭十六大法) 中河内郡南高安村黒谷五一六に轉居
- 生島祥行 (昭十一喜三法) 神戸銀行駒林支店に勤務
- 今里達雄 (昭十四喜一經) 十合百貨店總務部會計課に勤務
- 畝田耕一 (昭十四大法) 豊中市御幸通新免九〇に轉居
- 小川成雄 (大十一喜三) 津市丸之内北本丸津二〇八四に轉居
- 小田切西 (昭八大法) 名古屋市昭和區北山町一〇一
- 大先一成 (昭十四大法) 東京市中野區鷺ノ宮一〇三七三、佐々木方に轉居
- 大田義章 (昭十二喜一法) 徳島市南大工町六九に轉居
- 大淵 猛 (昭十二喜二法) 東淀川區三津屋中通一〇一に轉居
- 荻阪 操 (昭十二大法) 住吉稅務署より大阪財務局經理統制部に轉勤、住吉區住吉町一(昭十二喜二西) 尼崎市難波中通七ノ一五九
- 海濱正久 (昭十五喜二法) 西宮市産所町二七に轉居
- 神田哲夫 (昭九大法) 兵庫縣川邊郡立花村水堂高瀬三七に轉居
- 喜谷藤作 (昭六喜三) 北村と改姓、天寺寺區六萬體町六七に住居
- 清山信雄 (昭十六喜二法) 釜山府草邑里四四九に轉居
- 久岡三郎 (昭十三大法) 太平洋火災海上保險會社に勤務

空演習に盟國隊結成以來最初の事業として十三、四、五、六日の四日間警防團補助員として参加、學部豫科は吹田署管内で、専門部は泉尾署管内で夫々警報傳達監視、交通整理などに活躍し多大の成果を挙げた。

### 體力檢定行はる

學生の時局認識の昂まるにつれて一昨年来舉行されてゐる體力檢定本年度は各教科別に夫々左の日程により行はれる

- ▽學部 十月十三日、十七日の四日間
- ▽豫科 十月二十三、四の兩日の豫定
- ▽専門部 一〇一十月下旬
- ▽専門部 二部 一〇一十月下旬

### 學生々活強調週間

十月一日―七日

専門部第二部報國團では八月十六、七日及び二十五日の幹事會合で決定を見た「學生々活強調週間」は十月一日より七日に亘り實施された銃後奉公強化週間とカチ合ふので一層學生の自勵が強調せられ、至學生は左記三項目に就き、眞に學生の生活に意義あらしめるために努力した

- 一、制限制限にて通學すること
- 二、教職員に對する敬禮の嚴守
- 三、明朗活潑なる學生たれ

尙これに伴つて専門部では學内での下駄履きを禁止し授業中の騒音防止をはかる外、學生の眞學な態度を要求してゐるが、學生の自勵強化に伴つてすばらしい効果を擧げてゐる。



久保理平(昭十五 大法) 泉北郡和泉町府  
中一四五六に轉居  
吳 健一(昭十六 大法) 京城府北阿峴町  
一ノ四四二

小走 勇(昭十四 專商) とりみ屋より中  
央工業會社に轉職、住所は東京市澁谷  
區金王町九、河原方

古谷 肇(昭十五 專商) 神戸市須磨區須  
磨寺町一

高永 華(昭九 專二法) 高峰雜誌と改姓  
名、浪速區大崎町四ノ三六に住居、大同  
合金鑄造所に勤務

康 奕方(昭十一 專二法) 康原と改姓、朝  
鮮全羅南道濟州島西蹄面法邊里一二八  
三に住居

齋藤政雄(昭八 專二法) 吹田市正雀町二  
三七に轉居

境田連吉(大五 專二法) 名古屋千種區  
坂下町二ノ一四に轉居

崎谷三郎(昭十一 專二法) 滿洲國通信社齊  
々哈爾濱支局に勤務、住所は同市永安街  
一四八號

柴山大亮(昭五 大法) 西區土佐堀通二  
ノ六、大同機械會社に勤務

嶋田次男(昭九 專二法) 吹田市高畑町五  
丁目、東洋アハト内に轉居

下井六郎(昭十六 大法) 播磨造船所に入  
社、兵庫縣赤穂郡相生町磯谷、山下寮  
に轉居

新谷信興(昭十一 專二法) 朝鮮總督府郡屬  
として成北會黨郡廳に勤務

末本宣(昭十一 專二法) 池田市石橋、七  
一ノ二に轉居

杉谷繁義(昭十一 專二法) 北河内郡守口町  
日吉町一ノ四三に轉居

鈴木繁造(昭十五 專商) 兵庫縣加古郡荒  
井村、野田鑄油會社關西工場に勤務

瀬戸茂夫(昭五 大法) 清津漁業組合理  
事に就任

泰地廣次(昭十一 專二法) 布施市金岡九八

に轉居  
鶴池武雄(昭八 大法) 中河内郡天美村  
天美莊園に轉居  
寺下 勇(昭五 大法) 日新商業學校に  
勤務

土肥清彦(大十五 專二法) 新京特別市大同  
大街、滿洲拓殖會社總裁室經理課に勤  
務、住所は同市通化胡同滿拓住宅二〇

土肥長夫(昭十六 專二商) 名古屋市中區榮  
町一ノ一〇、理研工業會社名古屋營業  
所に勤務

内藤銀男(昭十六 專商) 浪速區難波元町  
三丁目、月江院内に轉居

永井 威(昭十五 大法) 住吉區萬代東二  
ノ三に轉居

西川一行(昭十四 專二商) 東京電氣會社東  
京出張所より神戸出張所に轉勤

西川留太郎(大十四 大政) 長崎縣學務部  
より同經濟部商工課に轉勤

西村公利(昭十六 大政) 伊藤萬商店輸出  
部に勤務

八田幾藏(昭十六 專二商) 東京市本郷區菊  
坂町四、矢部方に轉居

濱路正久(昭三 專二法) 吹田市都呂須七  
七三に轉居

林野 彰(昭八 專二商) 奈良縣磯城郡香  
久山村南浦

福田龍次郎(大十五 專二法) 栗本鐵工所加  
賀屋工場勞務係主任として勤務

藤井政治(大六 專二法) 檢事に任官、岡  
山縣兼地方裁判所檢事局に勤務、住所  
は岡山市巖井壽町三ノ一〇五

藤原龜夫(昭十六 大法) 大阪府池青年學  
校に勤務、住所は中河内郡久寶寺村三  
津二二

眞島 茂(昭十六 專二商) 諸工業原料商を  
自營

增田峰之助(大八 專二法) 三島郡次木町  
字殿町一〇六四ノ五に轉居

松村榮治郎(大九 專二法) 西宮市東町三

ノ四に轉居  
松本準三(昭十五 專二法) 旭區鳴野町一一  
五ノ五、戸田良一方に轉居  
松本包文(昭十二 大法) 兵庫縣水上郡柏  
原町屋敷二

的場武次(昭六 專二法) 東成區舍利寺町  
一ノ一七に轉居

三宅昭之(昭十 專二商) 牡丹江市大平路  
東拓ビル三ノ一、近藤林業公司出張所  
に轉勤

三宅萬吉(大十五 專二法) 日刊工業新聞社  
廣島支局長より大阪本社業務局長に轉  
勤

美浦秀雄(昭十五 專二商) 港區九條通四ノ四  
八二に轉居

宮田市治郎(昭十五 大法) 地號改稱、旭  
區清生町三ノ三七

向井啓治(昭十 大法) 兵庫米穀問屋商  
業組合解散のため、主事辭任となり上  
田彌商店取締役支配人に就任

森 禮太郎(昭十一 大法) 北區中之島七  
ノ二四に住居

森岡正典(昭十四 專二法) 朝鮮京城西木組  
に勤務、住所は京城府若草町六四

森田誠治郎(昭十一 專二商) 東成區舍利寺  
町六七に轉居

森田 豊(昭十五 專二商) 奉天市大和區彌  
生町三三、光武商店に勤務、同店に住  
居

山内 一雄(大九 專二商) 東京市荏原區  
平塚二ノ六八三

山内喜八良(昭十六 專二法) 東區糸屋町一ノ  
二五、滿洲計器會社大阪事務所勤務

山口 勇(昭十五 專二法) 陸軍主計中尉に任  
ぜられ、東京市淀橋區戸塚町一ノ五八  
七、法隆寺内に轉居

山口岩夫(昭十四 專二商) 大阪中央放送局  
より南洋パラオ島コロル町、パオオ  
放送局に轉勤

山口 茂(昭十二 專二商) 宇都宮市鐵砲町

五、齋藤吉三郎方に轉居  
山口靜男(昭十二 專二商) 大阪商科實踐女  
學校教諭を奉職、住所は旭區赤川町九  
丁目旭日荘

山口將夫(昭十一 專二法) 住吉區昭和中  
五ノ一

山口春一(昭十六 大法) 布施市荒川三ノ  
一一九、村田保方

山下義太(昭二 專二法) 臺灣高雄市第八  
十五部隊に勤務、住所は高雄市第八十  
五部隊會舎

山田國三郎(昭二 專商) 伊藤忠商會社  
社小倉出張所長として轉勤、住所は小  
倉市室町五、防空ビル内同出張所氣付  
山田善之助(昭二九 法) 東京市豊島區  
長崎三ノ二七

山本貞範(昭七 專二法) 廣島縣安藝郡音  
戸町字渡ノ子八二一に轉居

山本貞造(昭十一 專二法) 大阪市役所を退  
職、住宅營團大阪支所經理課に勤務

山本誠一(昭三 專二商) 東京市淀橋區上  
板橋五ノ五二二に轉居

山本 實(昭十五 專二商) 川崎製業會社に  
勤務、住所は川崎市境町四三

由井清三郎(昭七 大法) 西區松島町一  
ノ六に住居

湯淺清二郎(昭四 專二商) 大津市松本、  
梅林七六九に轉居

油谷英一(大十五 專二法) 住吉區帝塚山東  
三ノ三二

四井義規(昭十四 大法) 山田商會社を  
辭し、關東州貿易實業組合聯合會大阪  
事務所勤務

横山季光(昭十六 專二法) 奉天市大東區東  
塔街、滿洲飛行機製造會社經理部主計  
課に轉勤

吉田英二(昭十五 專二商) 北河内郡守口町  
守口下町官有地に轉居

吉田菊雄(昭十三 專二商) 東京市麻布區霞  
町八、常盤莊に轉居

大阪商工會議所  
經濟法規相談所

法學士 中村正三著

價 一・八〇  
一四

# 新刊 有限會社實務の手引

企業の合同といふことは近頃最も重要な問題の一つとなつてゐる。けだし國家總力を最も有効に發揮せしめねばならぬ戰時經濟に於て、企業の經營を合理化し能率を増進せしめることが要諦であつて、この爲めには濫をせる企業の合同が大企業に於ても又中小の企業に於ても共に必要とせられるに至つたのである。ことにその數に於て極めて多い中小企業に於て然り。ところで之ら小企業の合同の形式が問題となるわけである。ところがこゝに有限會社といふ新しい種類の會社制度が創設せられて簡單な企業合同形態として最近續々とその設立を見るに至つた。

本書は有限會社の設立ないし運營に付て極めて平易に解決し設立に必要な書式や、參考となる實例を多く挿入した

# 新刊 有限會社法論

神戸高等商業學校教授  
中井眞太郎著

價 二・八〇  
一四

有限會社法の實施以來有限會社は甚だ便益なる會社形態として、又經濟新體制に於ける企業合同の適切なる形態として次第に其の發展を遂げつゝある。本書は有限會社の法的理論を平易に説明せるもの。

發 兌 元

大阪市北區會根崎上三丁目八  
東京市神田區駿河臺三丁目五

振替大阪三一九七二番  
振替東京八一二三八番

株式會社 大同書院

大阪商工會議所  
法學士

清水兼男著

價 三・〇〇  
一四

# 改訂版 工業組合法

統制經濟の進展に伴つて、強力なる統制機能を有する工業組合の使命は益々重きを加へる。本書は改正された工業組合法を理論的に解説せるもの

# 好評 貿易組合法

價 二・五〇  
一四

本書は同業組合的組織の下に自治的統制を企圖する機構を最新らしく且典型的な形態で有する存在たる貿易組合法を理論的に解説せるもの

大阪區裁判所  
調停主任

判事 稻井義夫著

價 一・八〇  
一四

# 新刊 調停讀本

本書は卑近なる通俗書ではないが又幽遠なる法理論につくるものではない。調停主任としての著者の体験を生かして實際問題に處しての理論的説明書である